

○裾野市広告掲載要綱

平成20年5月30日

告示第68号

改正 平成21年5月13日告示第70号

平成22年3月31日告示第60号

平成23年3月31日告示第47号

平成23年11月8日告示第143号

平成26年3月31日告示第52号

(目的)

第1条 この要綱は、裾野市(以下「市」という。)の広報印刷物等を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定め、民間企業等との連携により新たに財源を確保し、又は経費を縮減することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において、広告媒体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市が作成する広報印刷物
- (3) 市のウェブページ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 個人又は法人の名刺広告
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の順位)

第4条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先するものとし、その順位は、次のとおりとする。ただし、広告媒体への広告媒体への広告掲載業務を委託する場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を有する事業者
- (2) その他のもの

- 2 前項の順位において、掲載の希望が同一順位内で競合するときは、掲載希望日数の多いものを優先するものとする。

(委員会の設置)

第5条 広告掲載に関する事項について審査を行うため、裾野市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、企画政策課長、財政課長、総務管財課長、地域振興課長、社会福祉課長、商工観光課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、広告掲載に関して委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 4 委員会の庶務は、企画部市長戦略課広報室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第47号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第143号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年告示第52号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。